

資 料

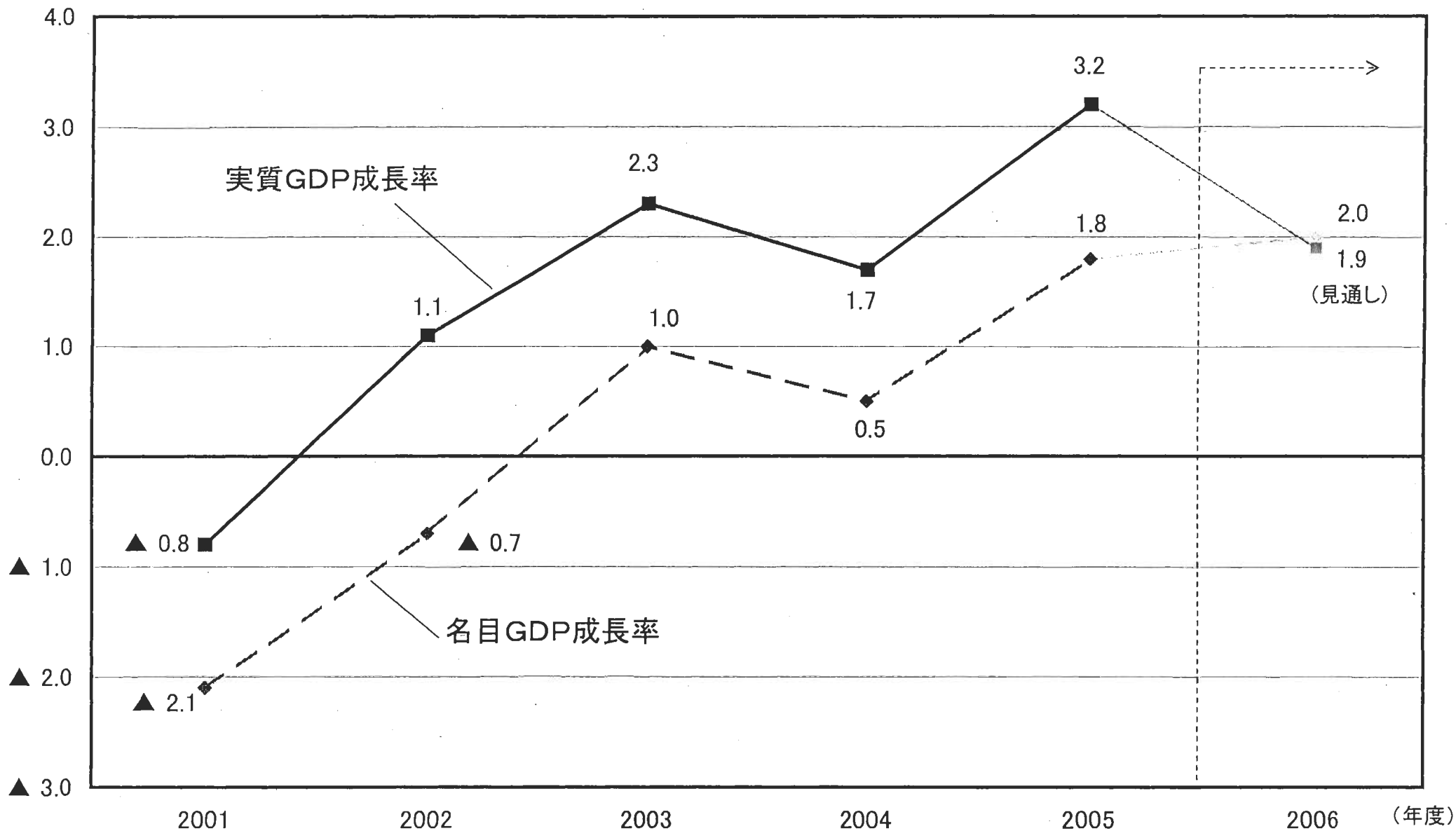
～経済活性化等に向けた税制上の取組みの全体像等～

目 次

・ GDPの推移	1	・ 国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比(SNA ベース)	17
・ 企業収益(経常利益)の推移	2	・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(抄) 財政健全化への取組み	18
・ 設備投資の推移	3	・ 今後の税制改革に関する安倍総理大臣の答弁(抄)	21
・ 輸出の推移	4	・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」 成長力・競争力強化	22
・ 民間最終消費支出の推移	5	・ 研究開発税制等の概要	23
・ 賃金の推移	6	・ 法人税率の推移	24
・ 雇用の推移	7	・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	25
・ 原油価格(WTI, ドバイ)及びガソリン価格の推移(2004 年以降)	8	・ 主要国の減価償却方法の概要	26
・ 海外経済の動向(アメリカ経済)	9	・ 減価償却の方法	27
・ 月例経済報告(平成 18 年 10 月)(抄)	10	・ 我が国の租税条約ネットワーク	28
・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 「新たな挑戦の 10 年」の 3 つの優先課題	11	・ 対内直接投資の推移(残高)	29
・ 第 165 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(抄)	12	・ 対外直接投資の推移(残高)	30
・ わが国経済社会の構造変化の「実像」について ～「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ	13	・ 証券税制	31
・ 一般会計における歳入・歳出の推移	14	・ 主な金融商品の税率	32
・ 主要先進国の債務残高(対 GDP 比)	15	・ 総人口の推移(明治以降)	33
・ 国民負担率の内訳の国際比較	16	・ 新しい少子化対策について(抄)	34

GDPの推移

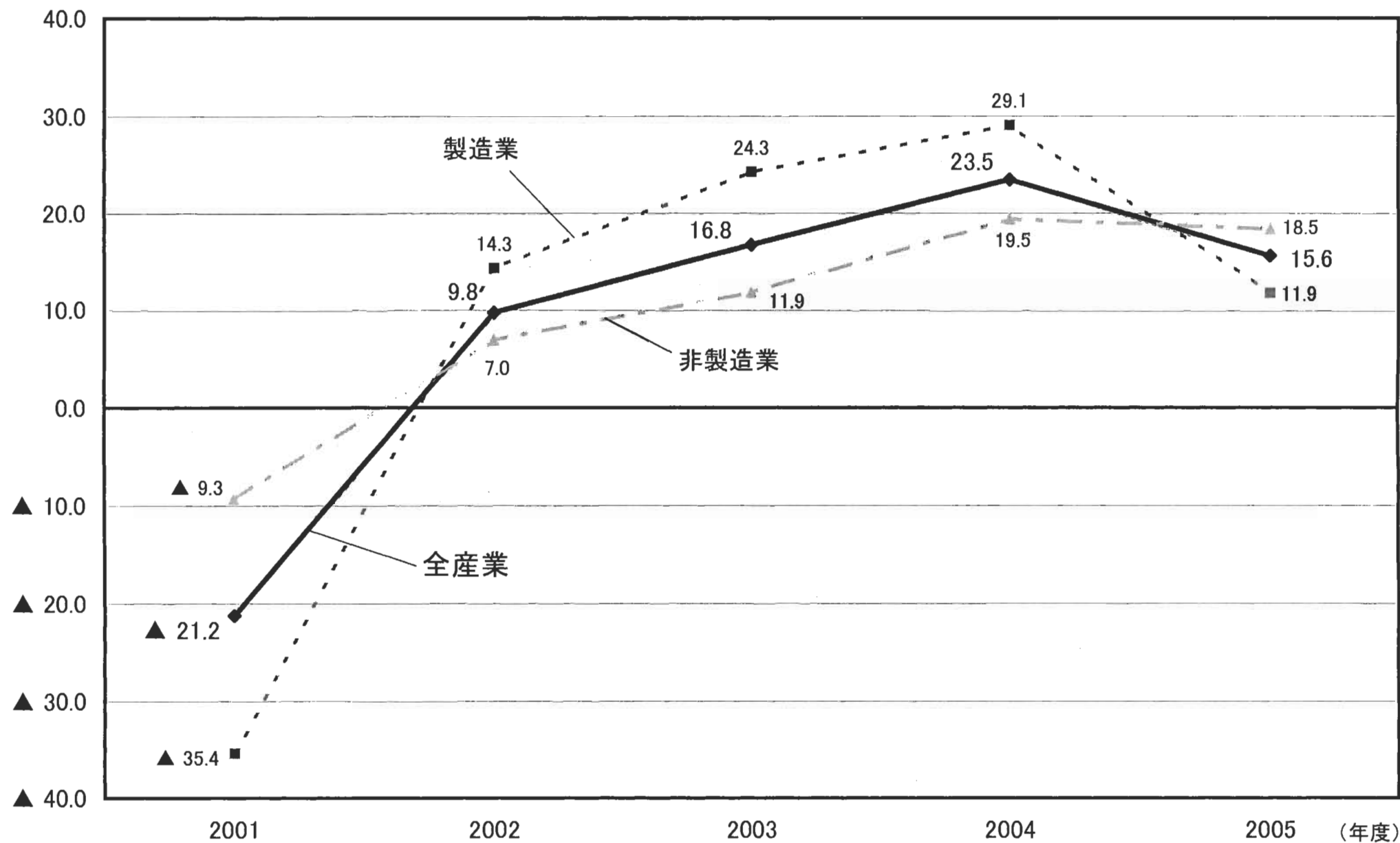
前年度比(%)



(出所) 内閣府「国民経済計算」、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成18年1月20日閣議決定)

企業収益（経常利益）の推移

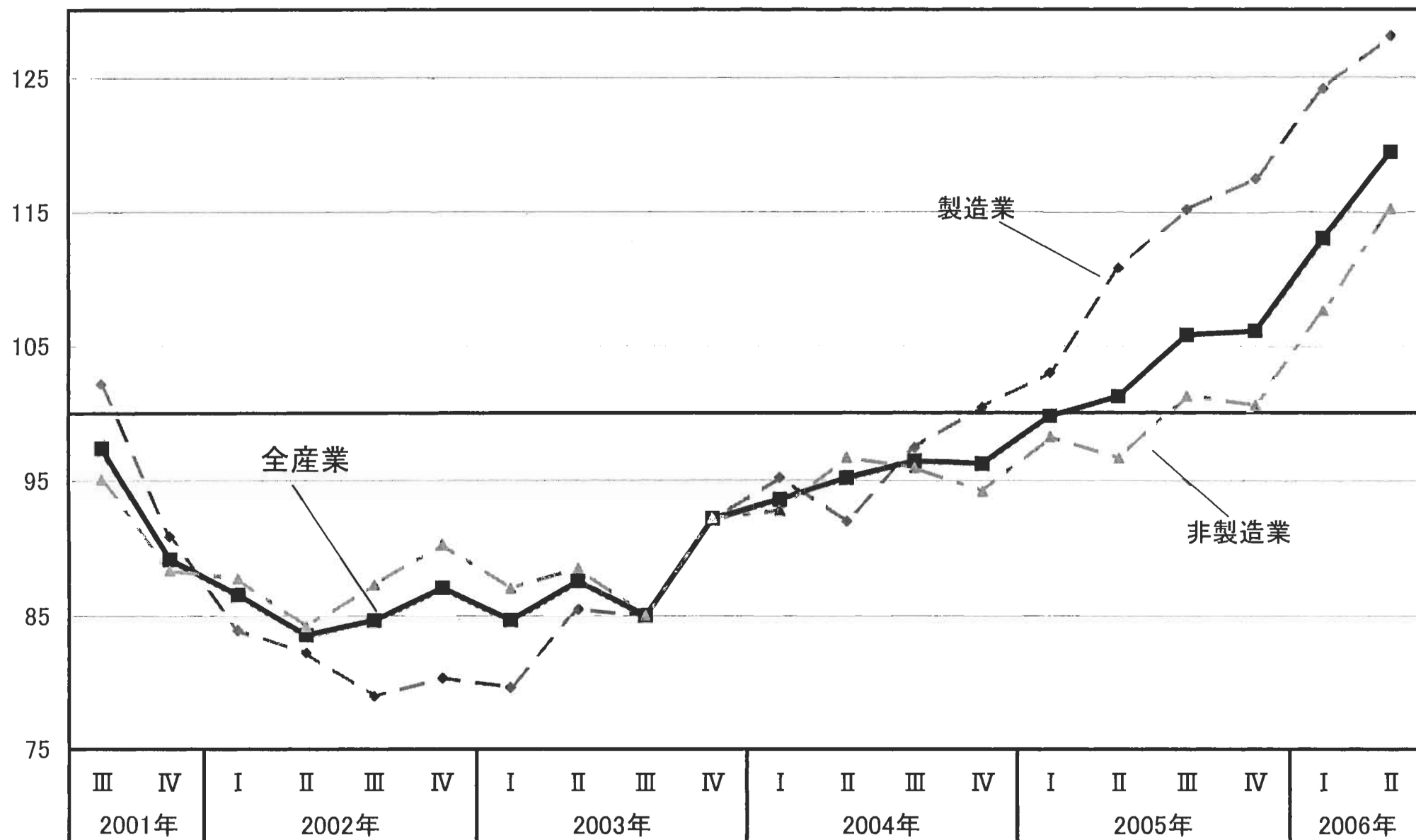
前年度比(%)



(出所) 財務省「法人企業統計 年度別調査」

設備投資の推移

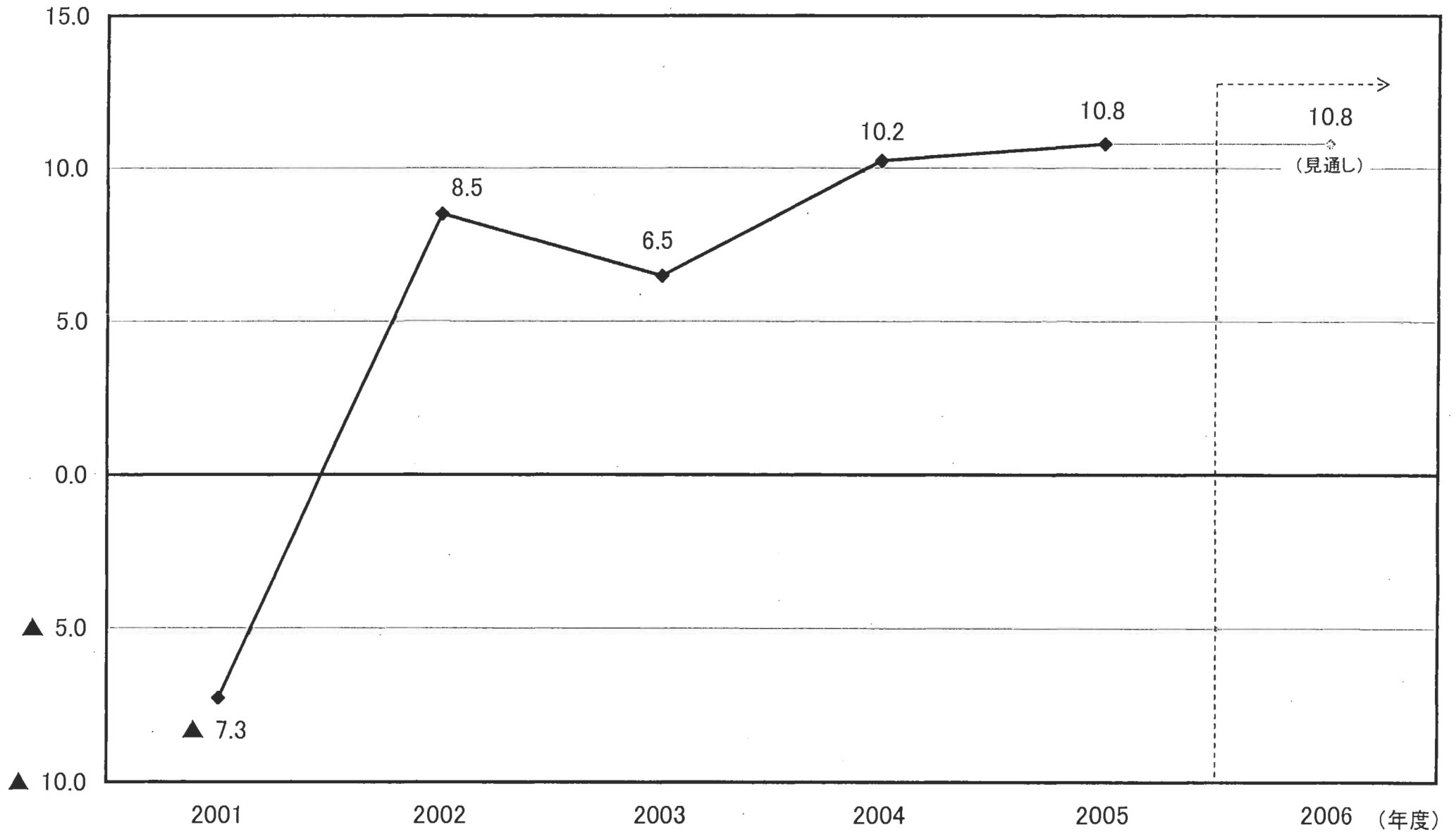
季節調整値
(2000年平均=100)



(出所) 財務省「四半期別法人企業統計調査」

輸出の推移

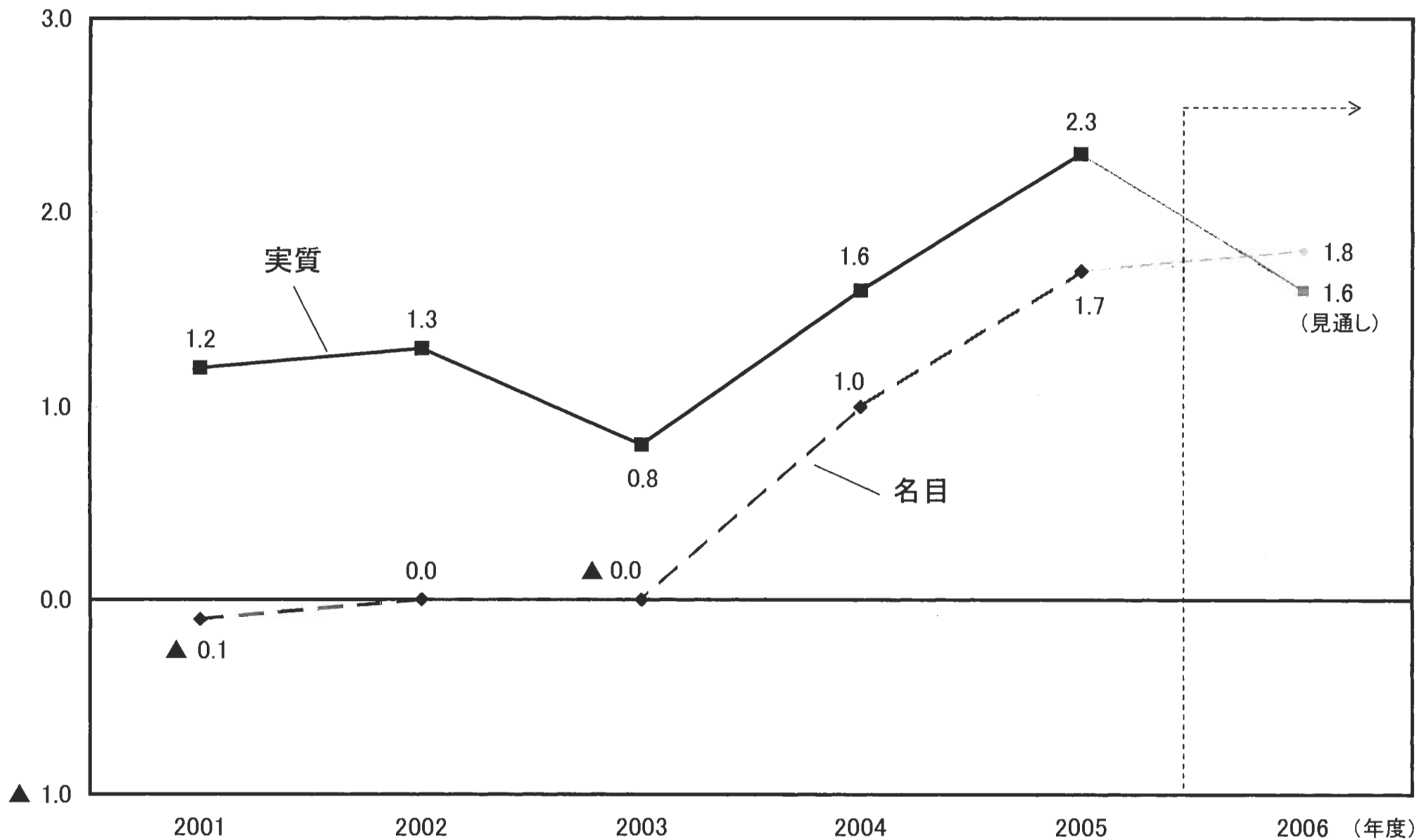
前年度比(%)



(出所) 財務省「国際収支統計」、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成18年1月20日閣議決定)

民間最終消費支出の推移

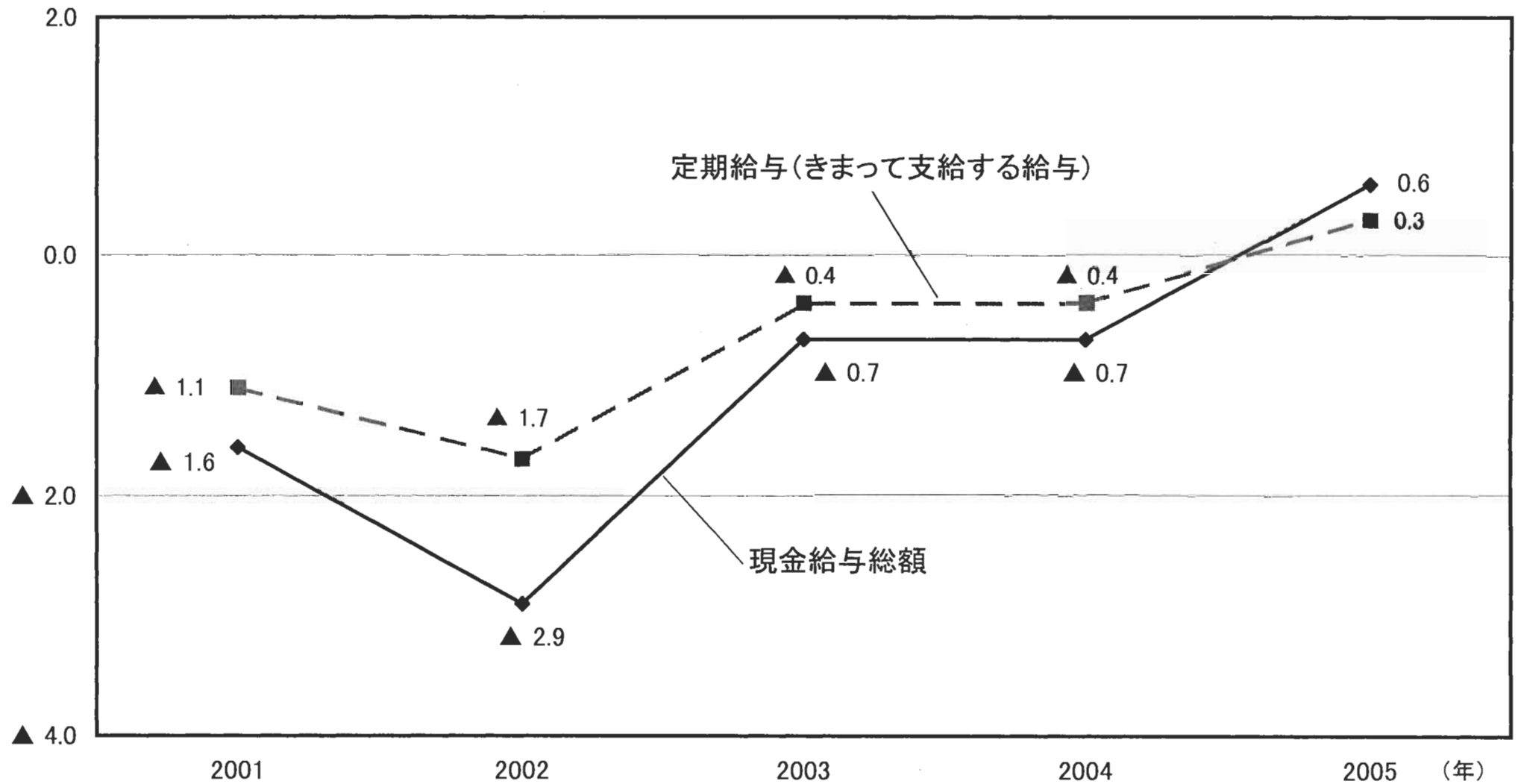
前年度比(%)



(出所)内閣府「国民経済計算」、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成18年1月20日閣議決定)

賃金の推移

前年比(%)

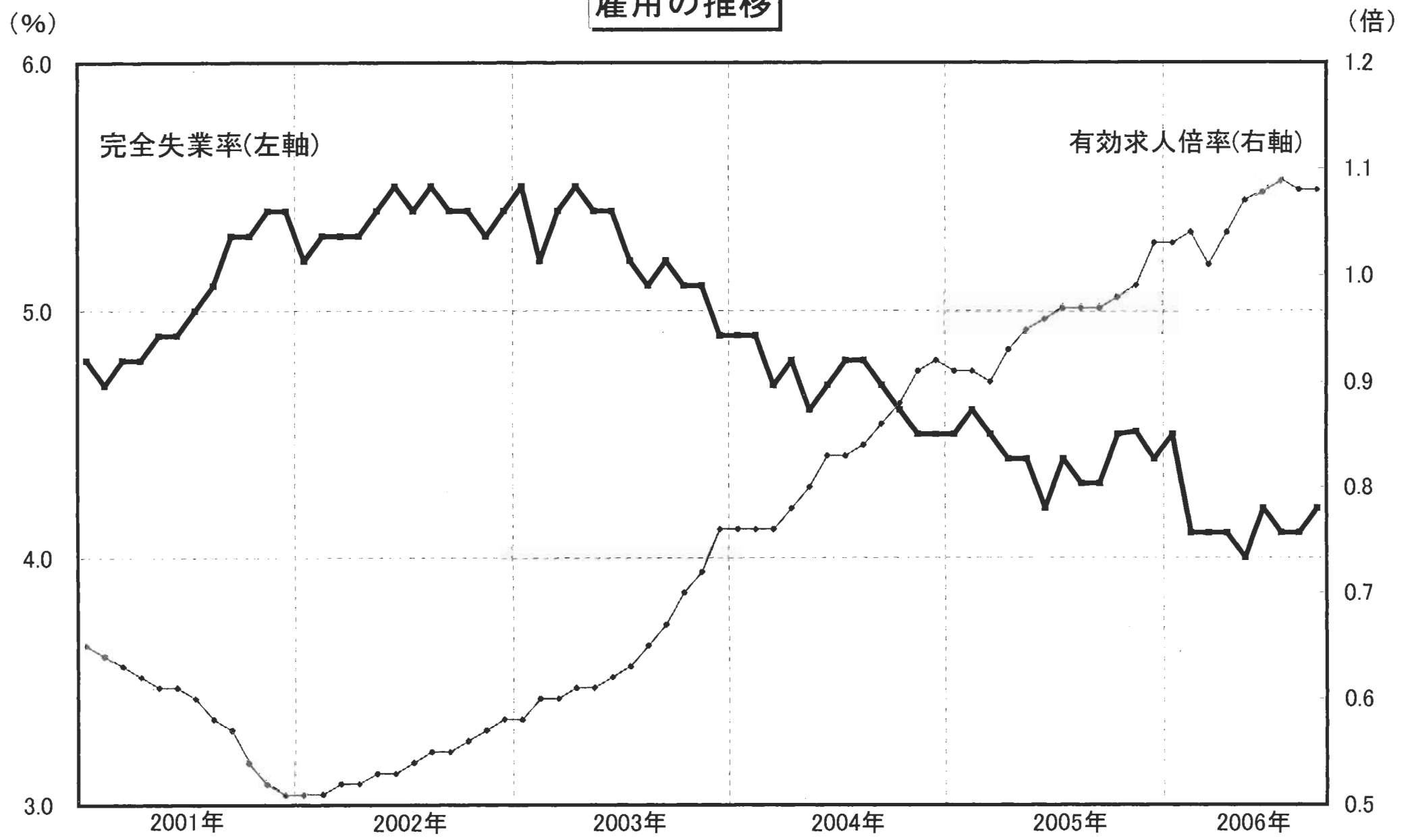


(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」(事業所規模5人以上)

(注) 現金給与総額とは、賃金、給与、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもの。

定期給与(きまって支給する給与)とは、現金給与総額のうち、毎月、就業規則・労使協約などであらかじめ定められている支給条件・算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

雇用の推移

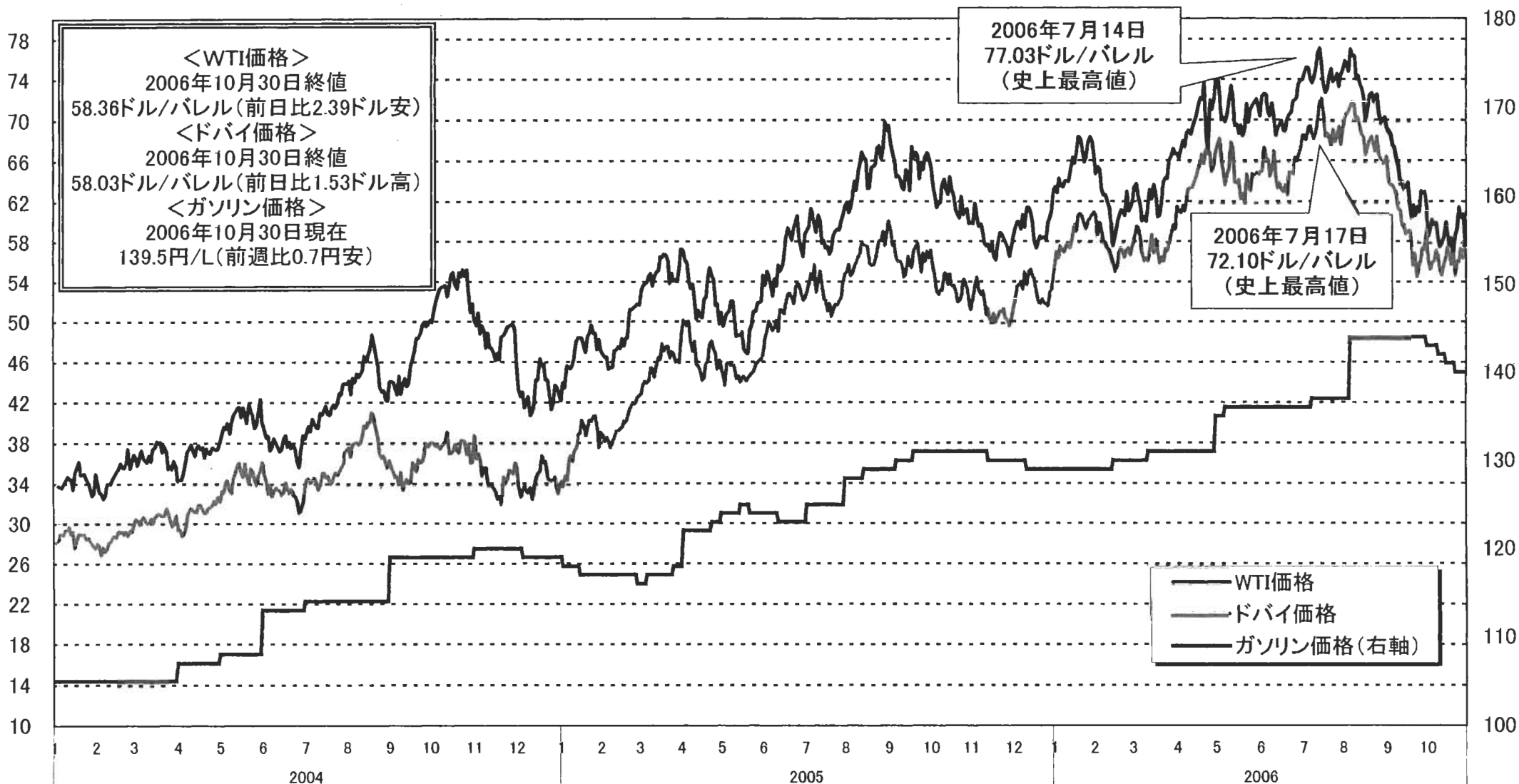


(出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介」

原油価格（WTI、ドバイ）及びガソリン価格の推移（2004年以降）

(ドル/バレル)

(円/L)



(注1) WTI価格は、2006年7月14日の立会取引中に、最高値(瞬間値)となる77.95ドル/バレルをつけた。

(注2) WTIとは、West Texas Intermediateの略称。米国のテキサス州で産出される原油であり、ニューヨークマーカンタイル取引所(NYMEX)で取引され、世界の原油価格の代表的な指標となっている。ドバイ原油とは、アラブ首長国連邦(UAE)を構成するドバイで産出される原油で、オマーン原油との加重平均が日本国内向けの中東産原油価格指標となっている。ガソリン価格とは、日本の全国平均(レギュラー)である。

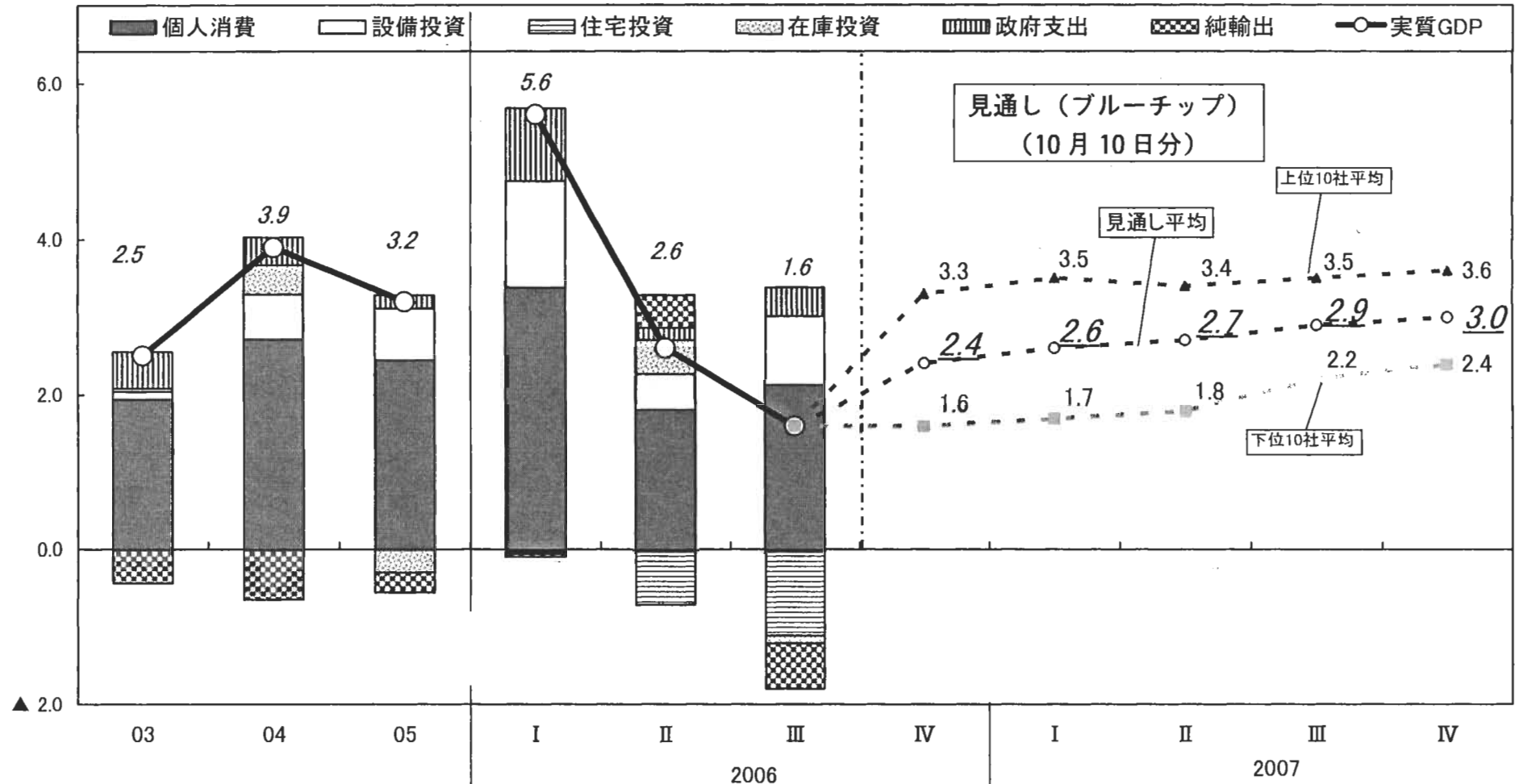
(出典)ブルームバーグ、石油情報センター

海外経済の動向（アメリカ経済）

住宅市場の減速を一部反映し、経済成長は年間を通じて減速してきている。

米国実質GDP成長率の寄与度別推移

（前期比年率；％）



（出所）FOMC、米商務省経済分析局、ブルーチップ（2006年10月10日号）

月例経済報告（平成 18 年 10 月）（抄）

（我が国経済の基調判断）

景気は、回復している。

- ・ 企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・ 雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・ 個人消費は、このところ伸びが鈍化している。
- ・ 輸出は、横ばいとなっている。生産は、緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

(平成18年7月7日閣議決定)

「新たな挑戦の10年」の3つの優先課題

成長力・競争力強化
「経済成長戦略大綱」

財政健全化
「歳出・歳入一体改革」

安全・安心で柔軟かつ
多様な社会の実現

第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（抄）

平成18年9月29日

（活力に満ちたオープンな経済社会の構築）

我が国が21世紀において「美しい国」として繁栄を続けていくためには、安定した経済成長が続くことが不可欠なことは言うまでもありません。人口減少の局面でも、経済成長は可能です。イノベーションの力とオープンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れます。

（財政再建と行政改革の断行）

我が国財政は、極めて厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかなです。歳出・歳入の一体改革に正面から取り組みます。「成長なくして財政再建なし」の理念の下、引き続き、経済財政諮問会議を活用して、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出削減を徹底し、ゼロベースの見直しを行います。

（中略）

このような改革を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保するため、抜本的・一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを行わないようにします。消費税については、「逃げず、逃げ込まず」という姿勢で対応してまいります。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について ～「量」から「質」へ、そして「標準」から「多様」へ

(政府税制調査会基礎問題小委員会とりまとめ(平成16年6月22日))

人口減少・超高齢化

- 人口減少社会に直面
- 今世紀半ばには3人に1人が高齢者

右肩上がりの経済の終焉

- 高度経済成長を支えた基礎的条件の消滅
(労働力人口の減少、家計貯蓄率の低下)

家族のかたちの多様化

- 「夫婦と子どものみ世帯」の非標準化
- 「空の巣期」(子育て終了後の期間)の長期化

働き方の多様化

- 雇用形態の多様化ーフリーターの増加
- カイシャを通じた雇用・生活保障機能の低下

分配構造の変化の兆し

- 社会の均質化や流動化の動きが鈍化
- 一億総中流意識のゆらぎ

グローバル化の進行

- モノ・資本・ノウハウなど多面的な相互依存関係の深化
- アジア地域との緊密化

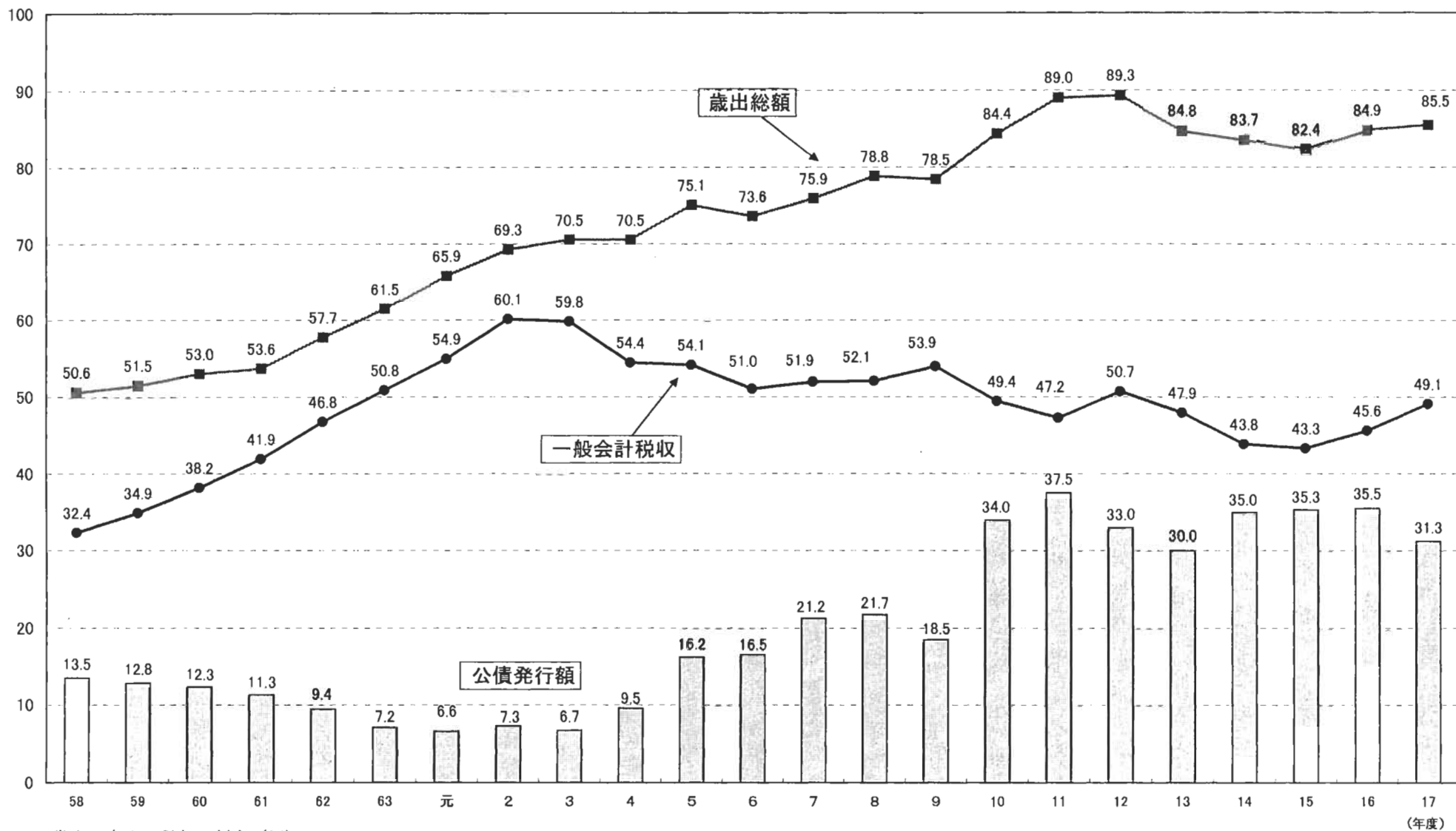
財政事情の深刻化

- 我が国の財政状況は主要先進国の中で最悪の水準
- 財政の健全化が喫緊の課題

な ど

一般会計における歳入・歳出の推移

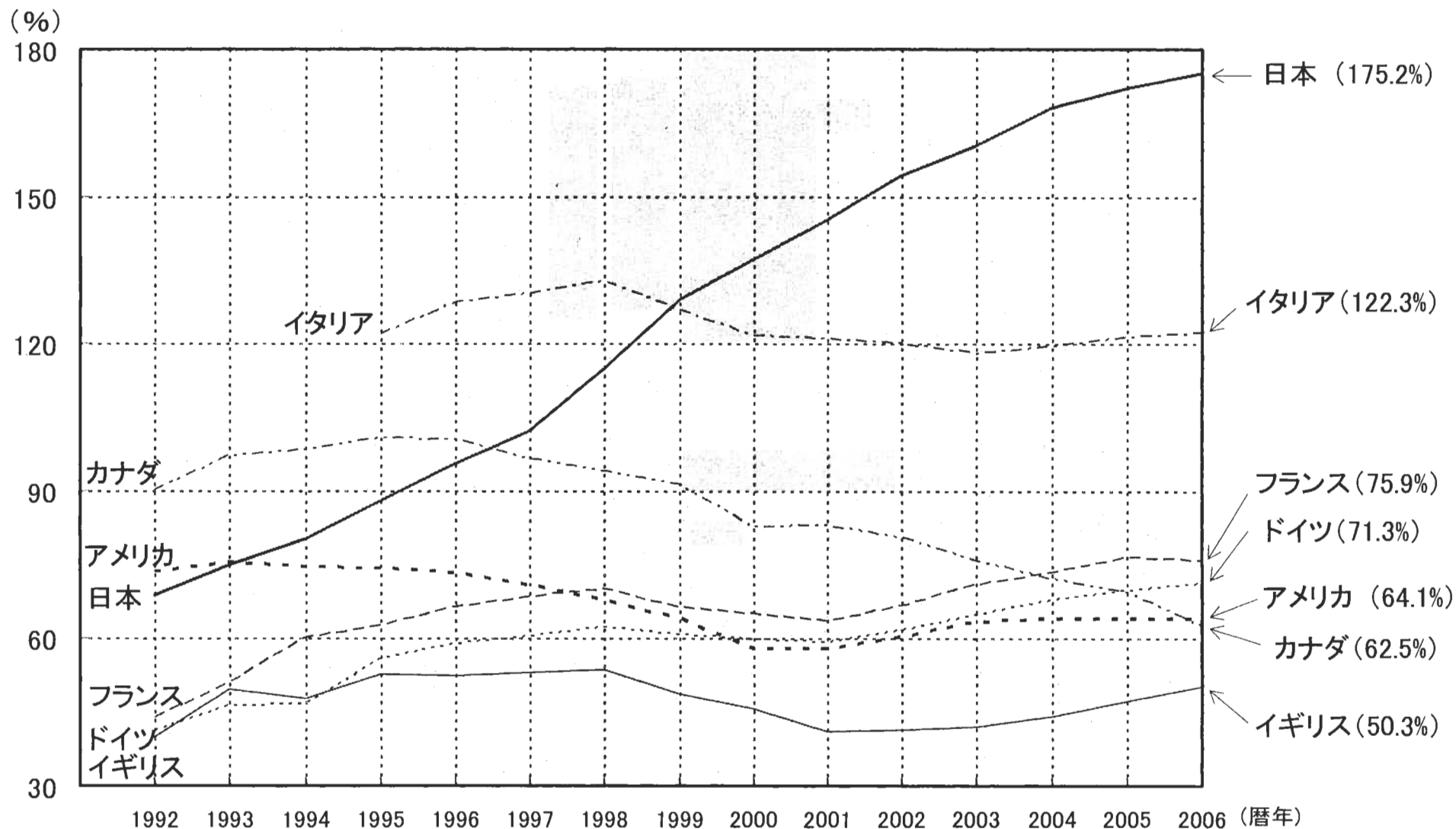
(兆円)



歳出に占める税収の割合 (%)

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
63.9	67.8	72.1	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4

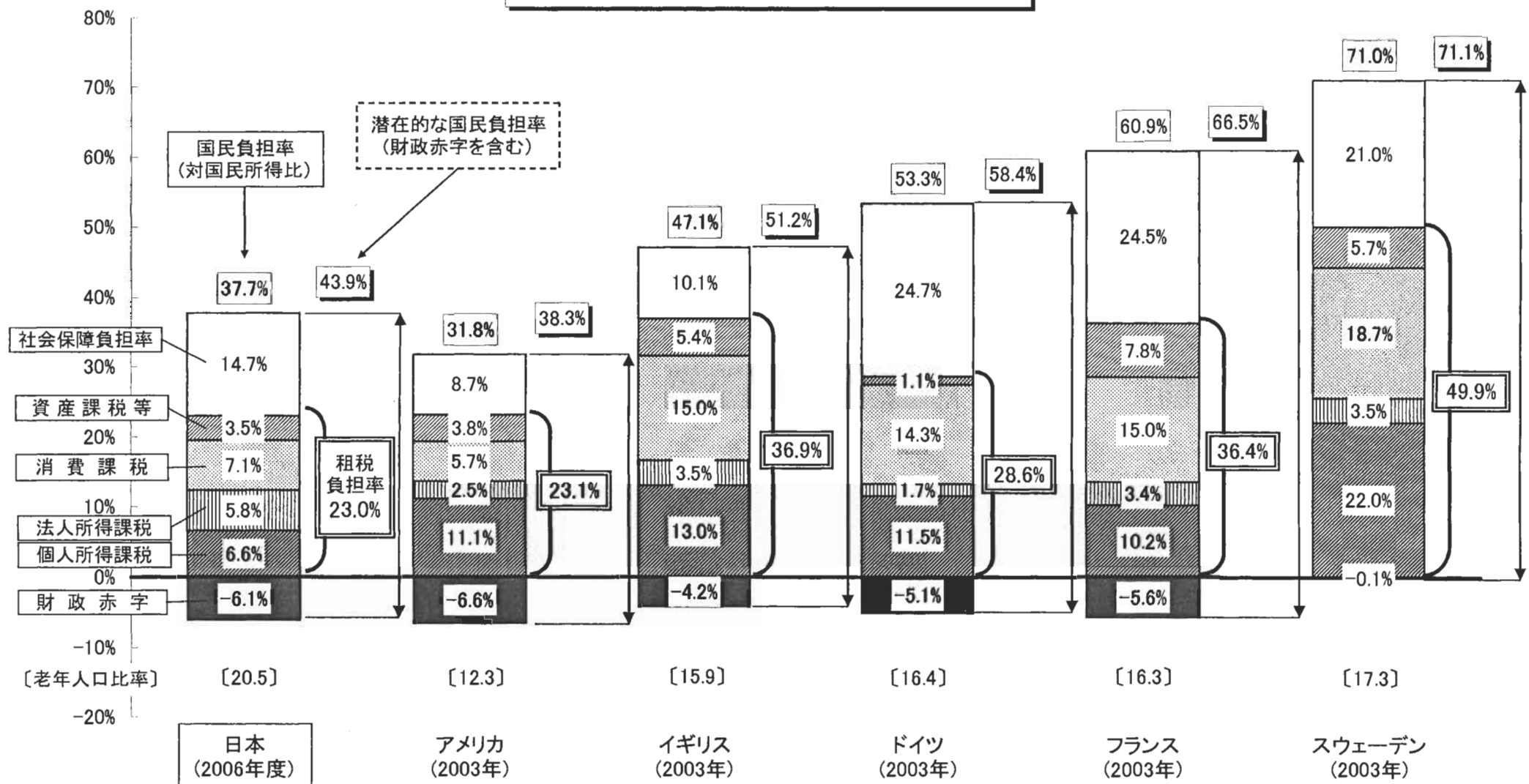
主要先進国の債務残高（対GDP比）



(出所) OECD「エコノミック・アウトルック 79号(2006年6月)」

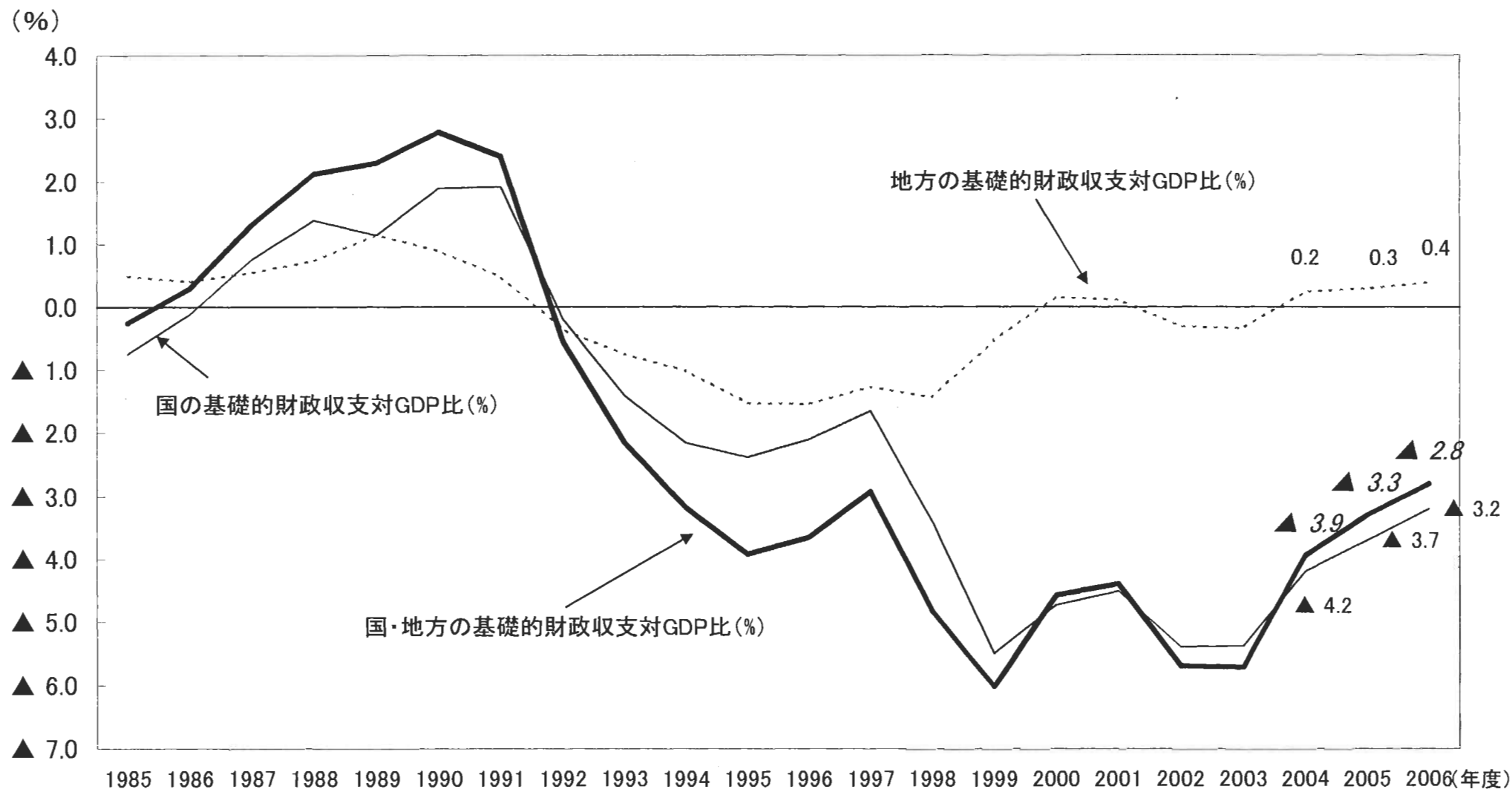
(注) 各国の右横に表記されている () 内の数値は2006年の値。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は平成18年度(2006年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2004" 及び同 "National Accounts 1992-2003" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

国・地方の基礎的財政収支の対GDP比(SNAベース)



(出所) 内閣府「国民経済計算年報」

(注1) 国・地方の基礎的財政収支(SNAベース)は、財政赤字ーネット利払費(93SNAベース)により算出。

(注2) 2005、2006年度は「構造改革と経済財政の中期展望ー2005年度改定 参考試算」による内閣府推計値。

(注3) 一般会計の基礎的財政収支(国債費ー公債金収入)は、2005年度(実績)▲12.5兆円、2006年度(当初)▲11.2兆円。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（抄）

平成18年7月7日
閣議決定

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

（2）財政健全化の時間軸と目標

小泉内閣の財政健全化（2001～06 年度）を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。

財政健全化第Ⅱ期（2007 年度～2010 年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- ・ 第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011 年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・ 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

財政健全化第Ⅲ期（2010 年代初頭～2010 年代半ば）

（持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ）

- ・ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。
- ・ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(5) 歳入改革

- ・ 今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
- ・ 税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

- ①歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
 - ②経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
 - ③急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
 - ④地方分権を一層推進するため、地方税源の充実に資すること、
- であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

- ・ これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
- ・ 税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税收のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税收は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高GDP比を発散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。

これらを考えれば、今後の税制改革では、2011 年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

- ・ 税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。
- ・ 以上を踏まえた税制改革については、「基本方針2005」において、「重点強化期間内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

今後の税制改革に関する安倍総理大臣の答弁（抄）

○平成 18 年 10 月 2 日（月） 衆・本会議（代表質問）

（中略）

消費税引上げに対する意見についてのお尋ねがありました。

我が国財政は、極めて厳しい状況にあり、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出削減や行政改革等を徹底してまいります。

このような改革を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保するため、抜本的・一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを行わないようにします。

消費税については、このような抜本的・一体的な税制改革の中で、議論を行っていく必要があると考えています。

現在の諸情勢を勘案すれば、19年度予算の歳出削減の状況、来年7月頃に判明する18年度決算の状況、医療制度改革を踏まえた社会保障給付の実績等をみる必要があり、これらを踏まえて、税制改革の本格的・具体的な議論を行うのは来年秋以降になると考えております。

いずれにせよ、財政再建の重要性にかんがみ、平成19年度予算については、従来の改革努力を継続し、徹底した歳出削減に取り組んでまいります。

（後略）

○平成 18 年 10 月 6 日（金） 衆・予算委員会（基本的質疑）

政府として、要調整額として、16.5 兆円ということをお示しております。その中でどの程度歳出削減で対応できるかということとは今委員がご指摘になったわけで、11 兆から 14 兆円台だと、いうわけではありますが、いずれにしても足らざる部分が残るわけです。歳出削減につきましては、社会保障費については5年で国と地方合わせて1.6 兆円程度の削減しなければならない。それ以上社会保障費の合理化・適正化がはかれるかという努力も当然していかなければならない。また、事業費、事業規模を落とさずにコスト削減を図れるかどうか、公務員の削減に一層多くの前進を見ることが出来るかどうか、絶えざる改革努力は行わなければならないと考えております。足らざる部分は、2009 年の、先ほど議論しました基礎年金の国庫負担 3 分の 1 から 2 分の 1 に上げるその財源、また増えていく社会保障費、少子化対策、地方税の充実、地方の税源の充実というものもあるでしょうし、また例えば国際競争力というものも考えなければいけない。そういうことを勘案して、来年の秋以降に、抜本的な税制の改革を議論しなければならないと考えております。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

(平成18年7月7日閣議決定)

「新たな挑戦の10年」における3つの優先課題

成長力・競争力強化

歳出・歳入一体改革に向けた取組

安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(1) 国際競争力の強化

- ①我が国の国際競争力の強化
―「第3期科学技術基本計画」や「イノベーション創出総合戦略」を踏まえ、経済成長への貢献に配慮し、戦略的に施策を実施。
- ②アジア等海外のダイナミズムの取り込み
―「グローバル戦略」別添の工程表に沿ってアジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。
―グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。アジア等との租税条約ネットワークの充実等に取り組む。
- ③「新・国家エネルギー戦略」等を踏まえた資源・エネルギー政策の戦略的展開

(2) 生産性の向上(ITサービス産業の革新)

- ①ITによる生産性向上と市場創出
―5年以内の世界トップクラスの「IT経営」の実現。
- ②サービス産業の革新
―「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開。
- ③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

(3) 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

- ①地域経営の活性化
―地域資源をいかした新技術開発、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光振興、コミュニティビジネス振興、地産地消等を進める。
- ②中小企業の活性化
―「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業の知恵とやる気をいかし、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を促進。
- ③都市再生・中心市街地活性化
―公園等の緑の創出など良好な都市空間の創造、不動産投資市場の拡大等を通じて、都市の成長力を高める。

(4) 改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や規制改革といった改革努力により新たな需要を創出。

(5) 生産性向上の5つの制度インフラ

- ①ヒト:「人財立国」の実現
―学習指導要領改訂、習熟度・少人数指導等により教育の質の向上を図る。
- ②モノ:生産手段・インフラの革新
―国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速。
- ③カネ:金融の革新
―国際的に最高水準の証券取引所システムの構築。
- ④ワザ:技術革新
―世界最速の特許制度の実現など、知的財産保護を更に強化。
- ⑤チエ:経営力の革新
―三角合併、信託制度、公正なM&Aルールなど組織再編の制度基盤を作る。

2. 民の力を引き出す制度とルールの変更

(1) 規制改革

(2) 市場活力や信頼の維持と向上

―カルテル・入札談合を排除し、経済取引における競争環境を一層向上させるために、改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る。

(3) 公を支えるシステム改革

―公益法人制度改革とNPO等の活動の促進。

平成 15 年度税制改正において、大規模な I T 投資促進税制、研究開発税制を実施

I T 投資促進税制

(減収額：5,240 億円)

企業の I T 投資による生産性の向上及び I T 関連製品への短期的な需要創出等のための措置として I T 投資促進税制を導入。

- (1)対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
(平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間措置)



研究開発税制

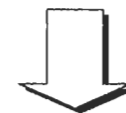
(減収額：6,490 億円)

企業の研究開発を促進するため、試験研究費総額の 8～10%を税額控除する制度を恒久措置として創設。(3年間は 2%を上乗せして 10%～12%)

試験研究費(増加額) × 15%



試験研究費(総額) × (8～10) %



平成 18 年度税制改正において、I T 投資促進税制を廃止し、情報基盤強化税制を導入。研究開発税制は継続

情報基盤強化税制

(減収額：1,000 億円)

I T 技術の高度化や情報化・国際化が進展する中で、より長期的な生産性の向上を図るため、情報基盤強化税制を導入。

- (1)対象設備：サーバー用の OS、データベース管理ソフトウェア、ファイアーウォール
(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間措置)

研究開発税制

(減収額：5,970 億円)

増加型と総額型の税額控除制度を統合。
(2%の上乗せ措置は廃止)

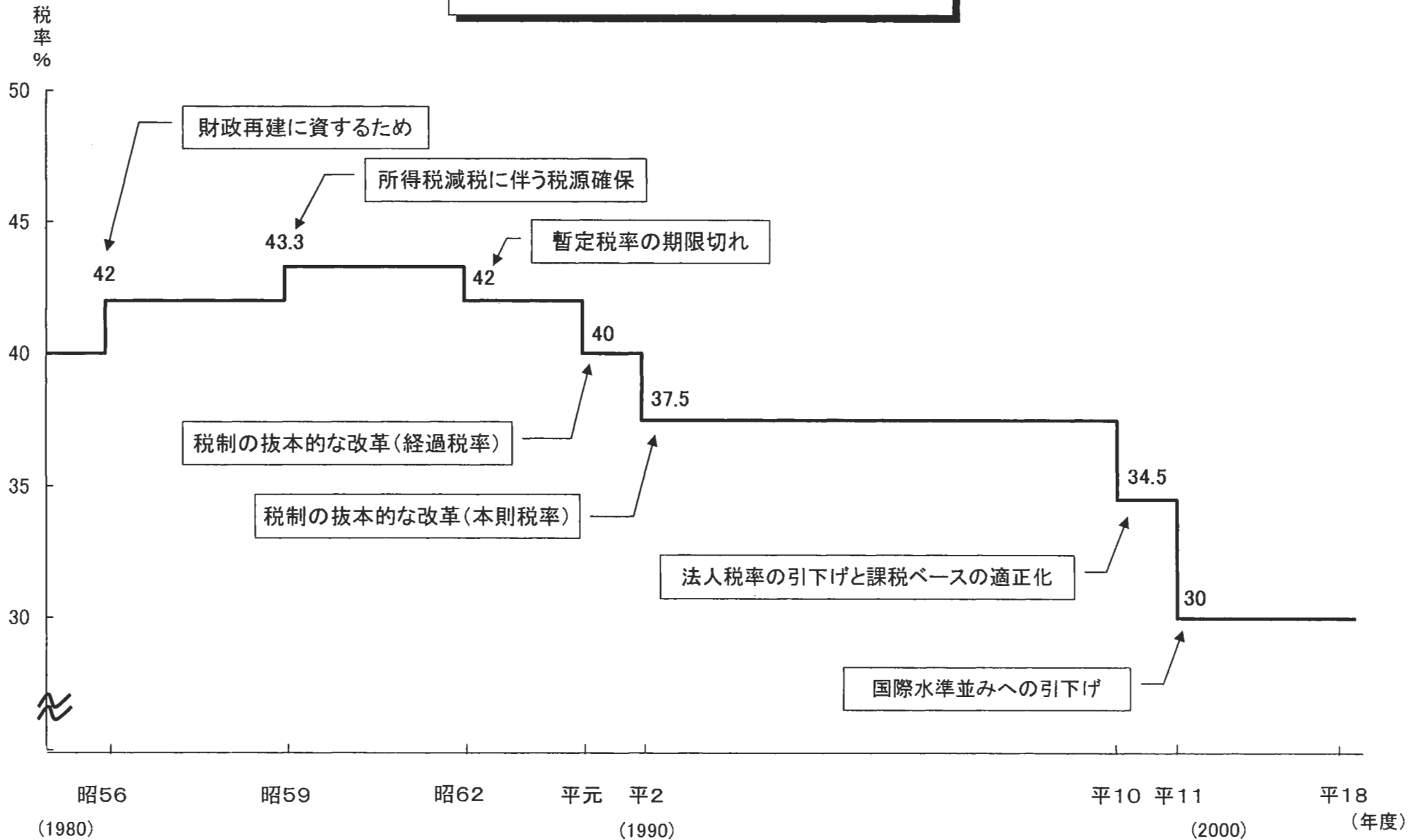
試験研究費(増加額) × (13～15) % (注)

＋ 統合

試験研究費(総額) × (8～10) %

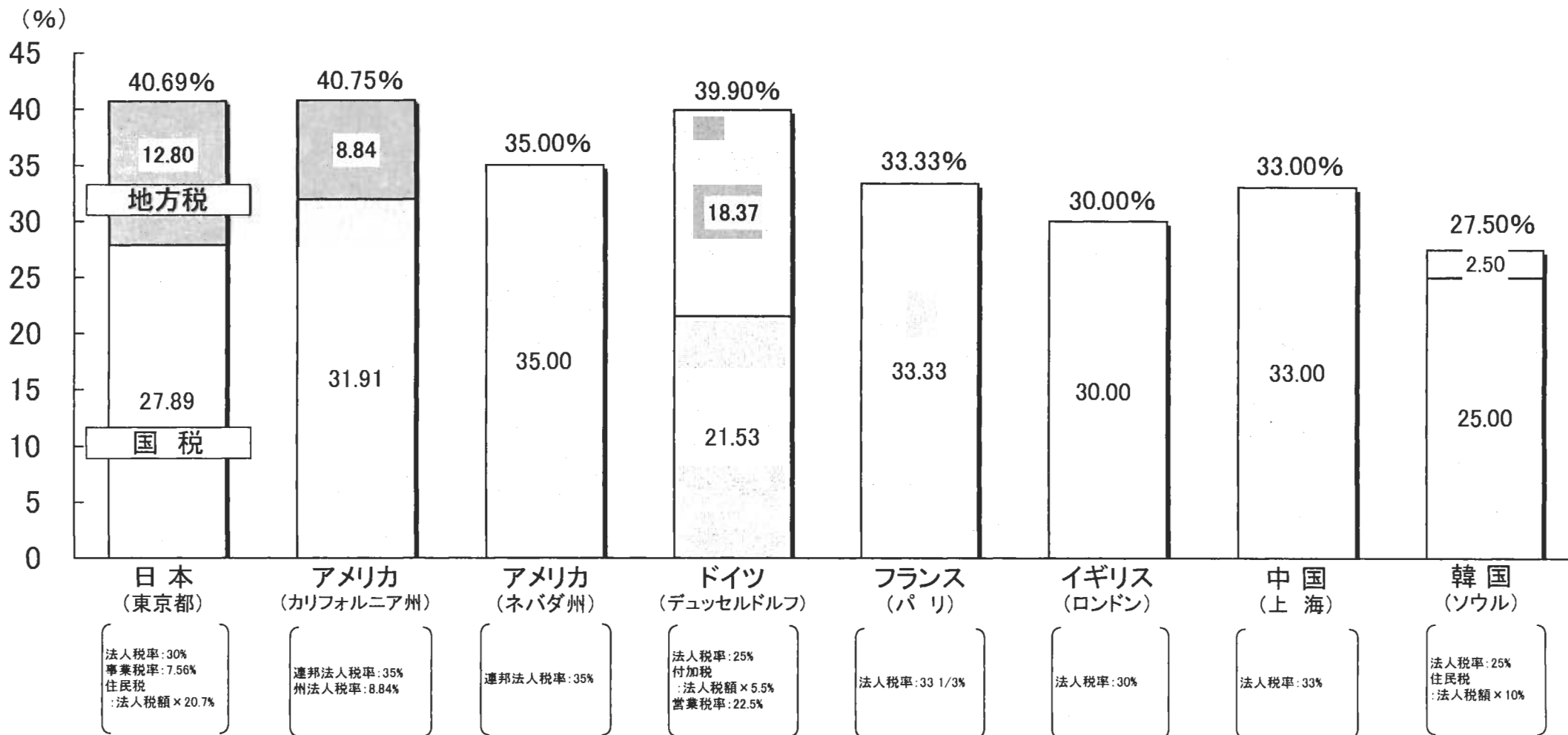
(注) 増加額について2年間5%上乗せ。

法人税率の推移



法人所得課税の実効税率の国際比較

(2006年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の法人事業税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、一部の州・市で、法人所得課税のほか、支払い給与額等に対して課税される場合がある。
4. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは450%)を乗じて税額が算出される。
5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び職業税(地方税)が課される。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
7. 韓国の住民税においては、上記の所得割のほか、資本金額及び従業員数に応じた均等割が課される。

主要国の減価償却方法の概要

(2006 年 1 月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
償却方法	建 物	定額法	定額法	定額法 (事務所、店舗等 は償却不可)	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法選択	原則 150%定率法又 は 200%定率法(注2) 但し、定額法の選 択が可能	定率法	定額法・定率法選択 但し、定率法の場合 定額法の償却率の 2 倍又は 20%のど ちらか低い方を限度	原則定額法 但し、償却期間が 3 年以上にわたる一 定の機械、設備等 について定率法を選 択可能
償却期間	建 物 (注1)	21～50 年	27.5 年又は 39 年	定額法(4%)で償却 (償却期間が定めら れているわけではない)	定額法(3%)で償却 (償却期間が定めら れているわけではない)	通常一般に使用され る期間
	機械装置	2～25 年	3～20 年	定率法(25%)で償却 (償却期間が定めら れているわけではない)	3～33 年	
償却可能限度額		95%	100%	100%	100% (注 3)	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし

(注 1) 建物は鉄筋コンクリート造の場合。

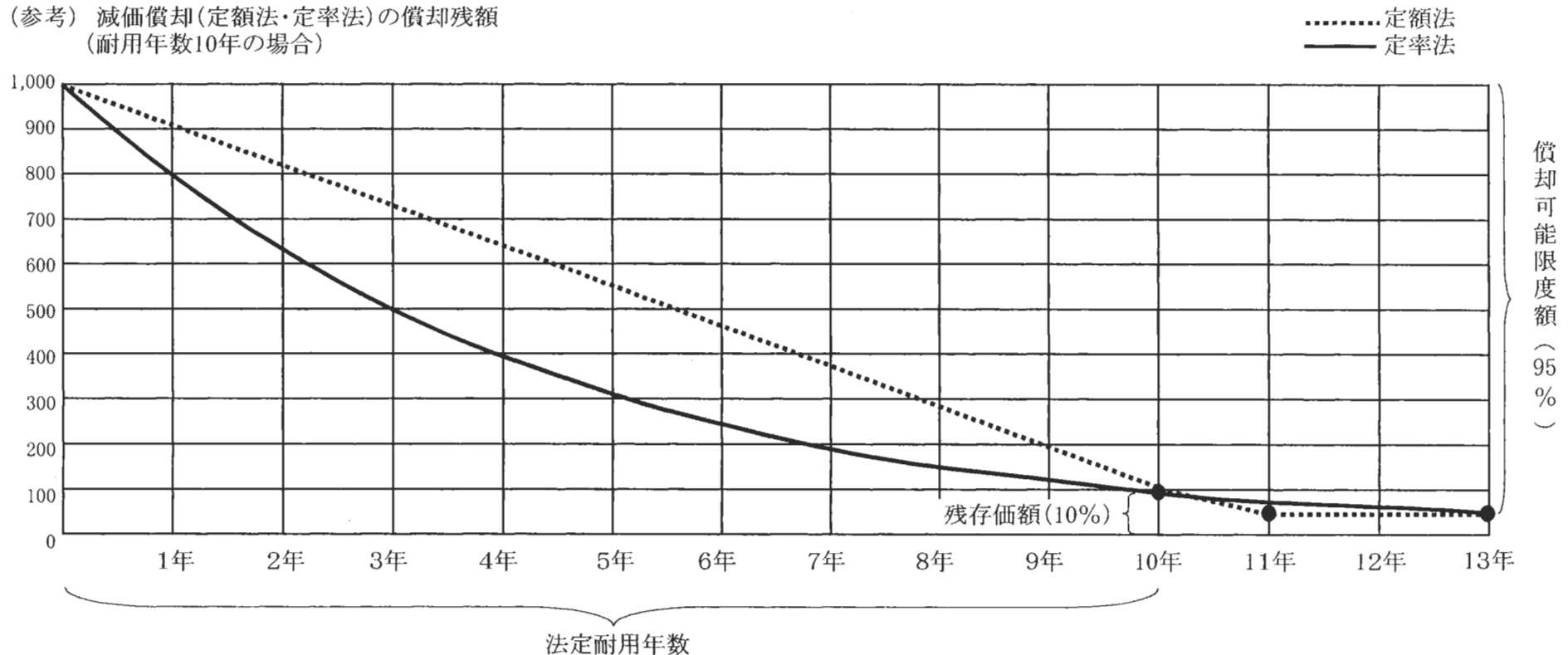
(注 2) アメリカの 200%定率法(150%定率法)とは、耐用年数に対応する定額法の償却率の 2 倍(1.5 倍)又は、残存償却期間に対応する定額法の償却率のうちいずれか高い方を適用する制度である。

(注 3) ただし、備忘価額 1 ユーロ。

減価償却の方法

- ① 定額法…………… その取得価額から残存価額(原則として取得価額の10%)を控除した金額に、その償却費が毎年均等になるように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額とする方法。
- ② 定率法…………… その取得価額(次回以降はその取得価額から既に行った償却費の累計額を控除した金額)に、その償却費が毎年一定の割合で逓減するように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額とする方法。

(参考) 減価償却(定額法・定率法)の償却残額
(耐用年数10年の場合)



我が国の租税条約ネットワーク

(45 条約、56 カ国適用／平成 18 年 11 月現在)

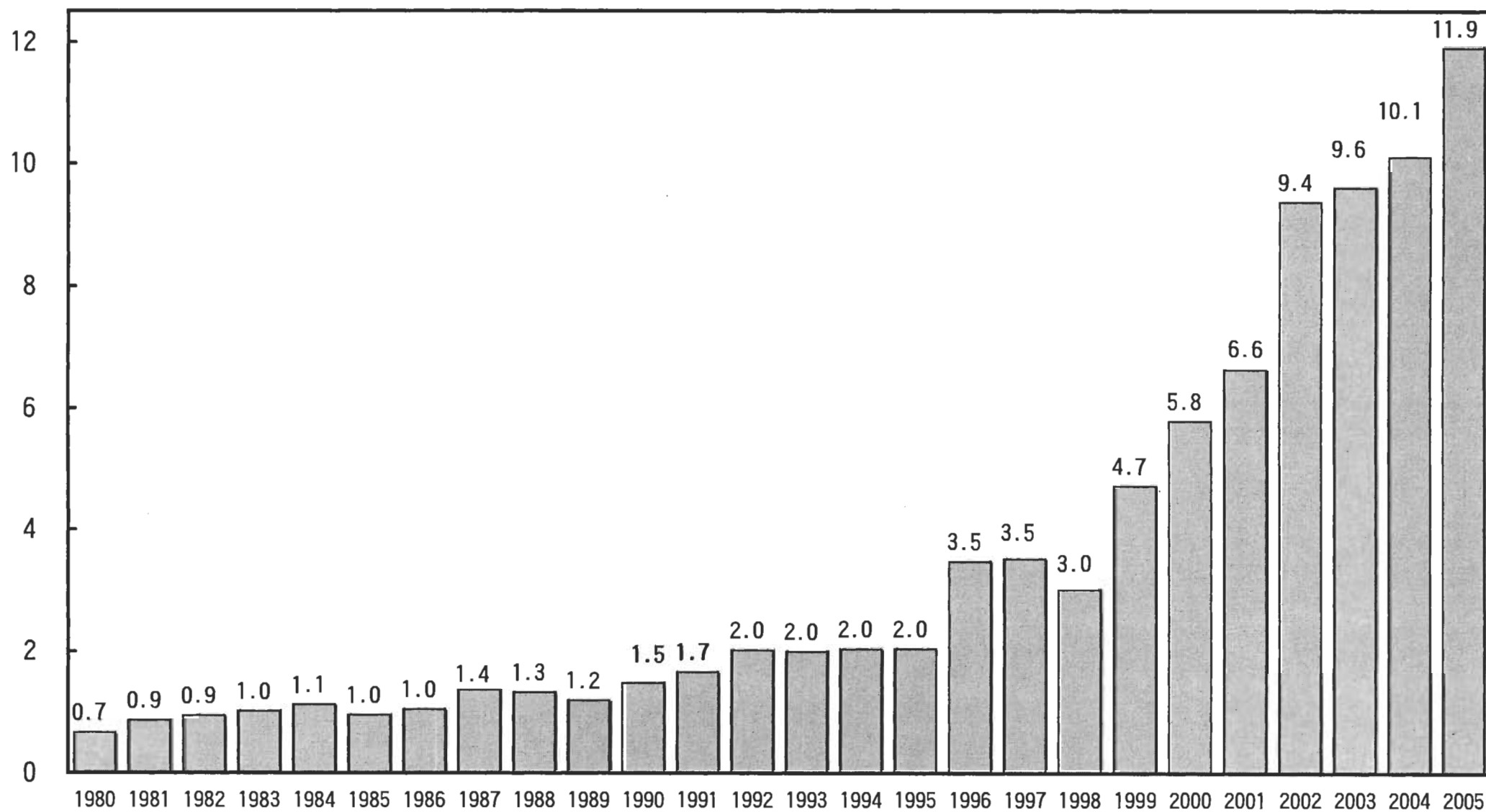


(参考) 最近の動向

- ・ 2004 年に日米新租税条約が発効したことに続き、日印租税条約（改正議定書）について本年 6 月、日英新租税条約について本年 10 月に発効したところである。
- ・ また、本年 7 月には、フランス、フィリピンとの条約改正交渉が基本合意に達したところである。
- ・ その他に現在オランダと条約改正交渉中であり、UAE 及びクウェートと条約締結交渉を開始することを 11 月 7 日に公表したところである。

対内直接投資の推移（残高）

（兆円）



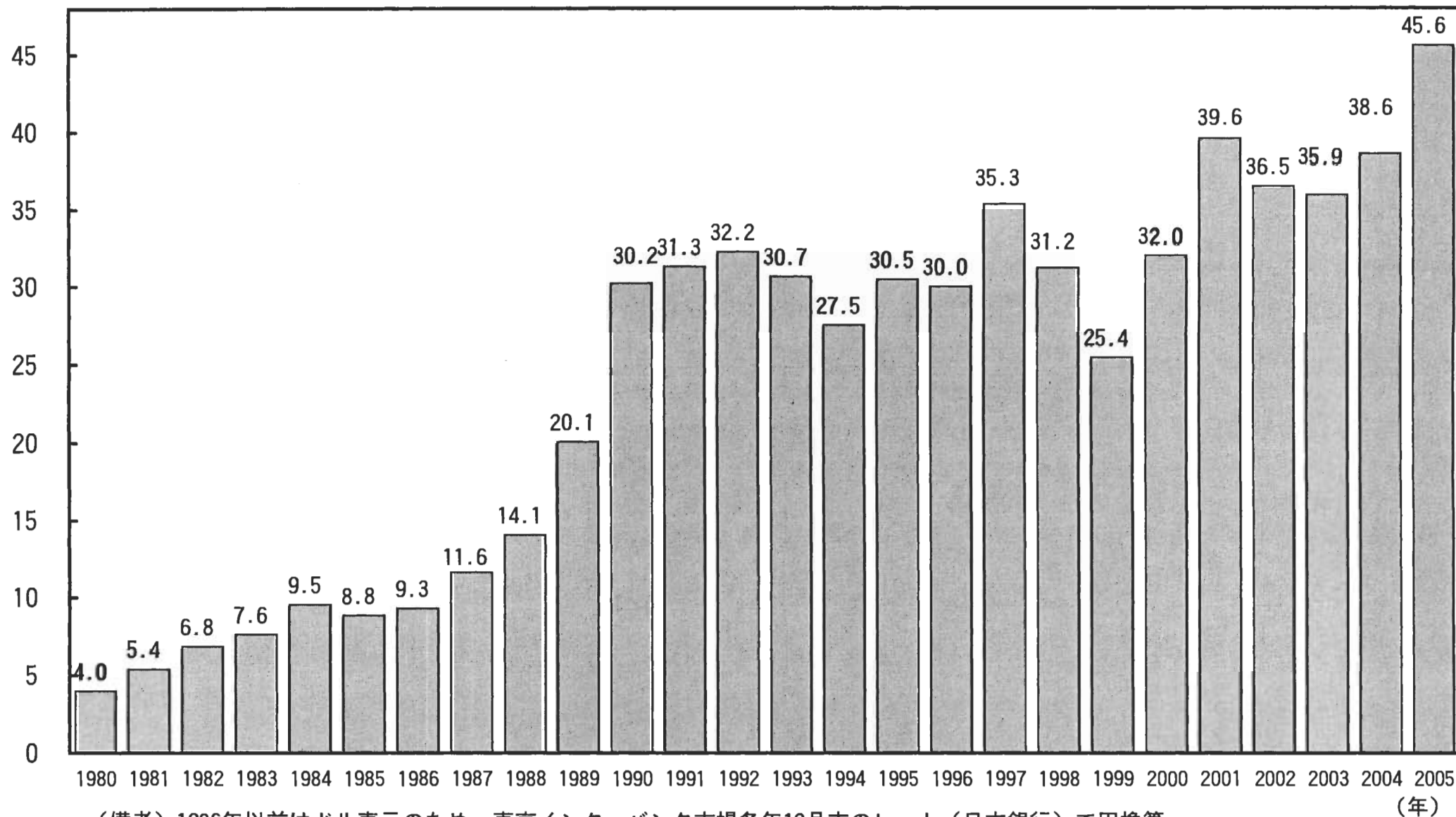
（備考）1986年以前はドル表示のため、東京インターバンク市場各年12月末のレート（日本銀行）で円換算。

（出所）財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」

（年）

対外直接投資の推移（残高）

（兆円）



（備考）1986年以前はドル表示のため、東京インターバンク市場各年12月末のレート（日本銀行）で円換算。

（出所）財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」

証券税制

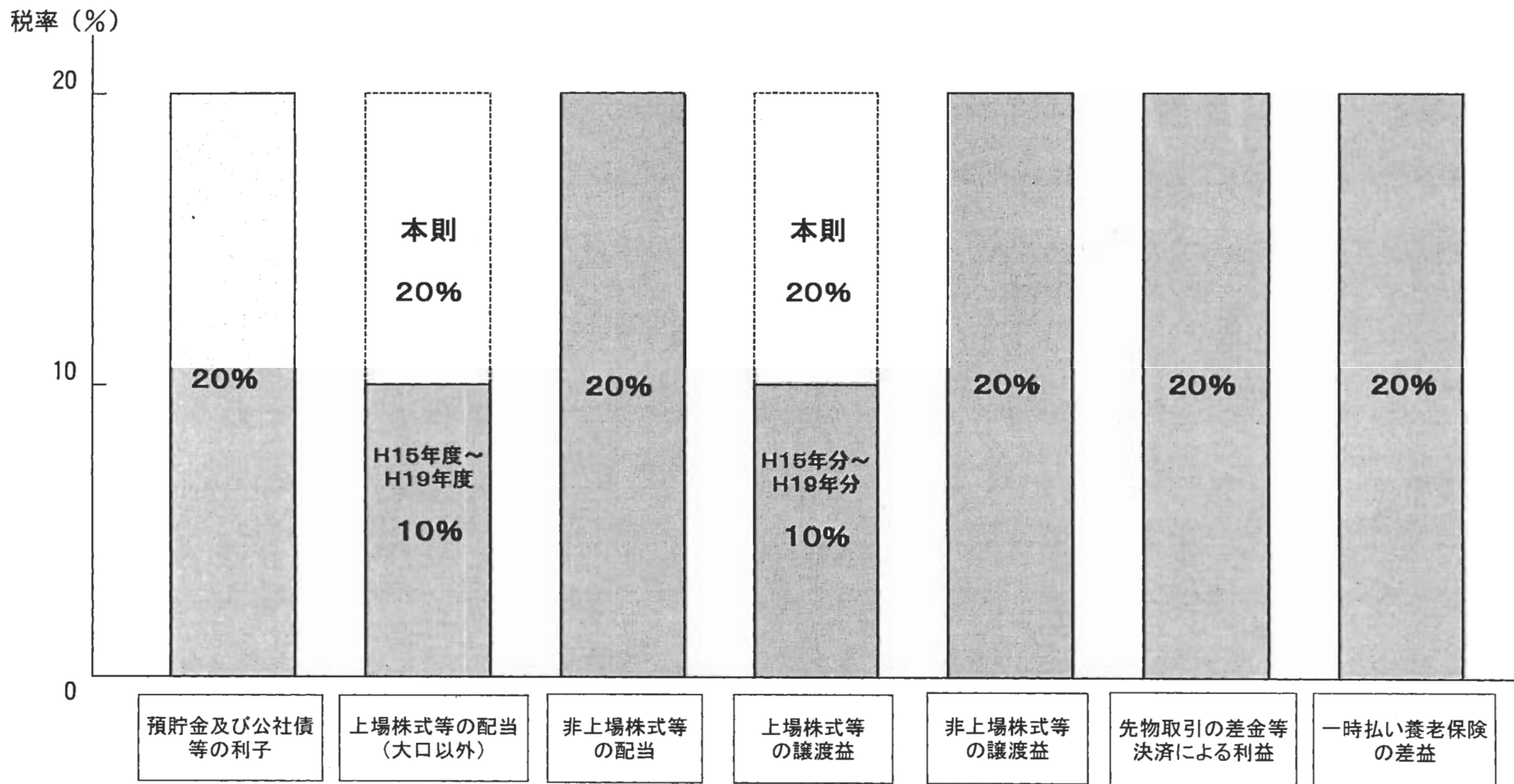
1 経済活力維持のインフラとしての証券税制の改革（恒久的措置）

- ◎金融商品間の課税の中立性・均衡化 → 上場株式等の配当・譲渡益の税率を利子並み20%に引き下げて課税方式を均衡化（H13～16）
- ◎分かりやすく簡素で利便性がある → 特定口座の導入等により、一定の上場株式等の配当・譲渡益について、税務署に申告せず、源泉徴収のみで納税が完了することが可能に（H14、15）
- ◎一般個人の投資リスクの配慮 → 上場株式等の譲渡損の繰越控除（H13） 等

2 時限的な景気対策、市場対策としての証券税率優遇税制

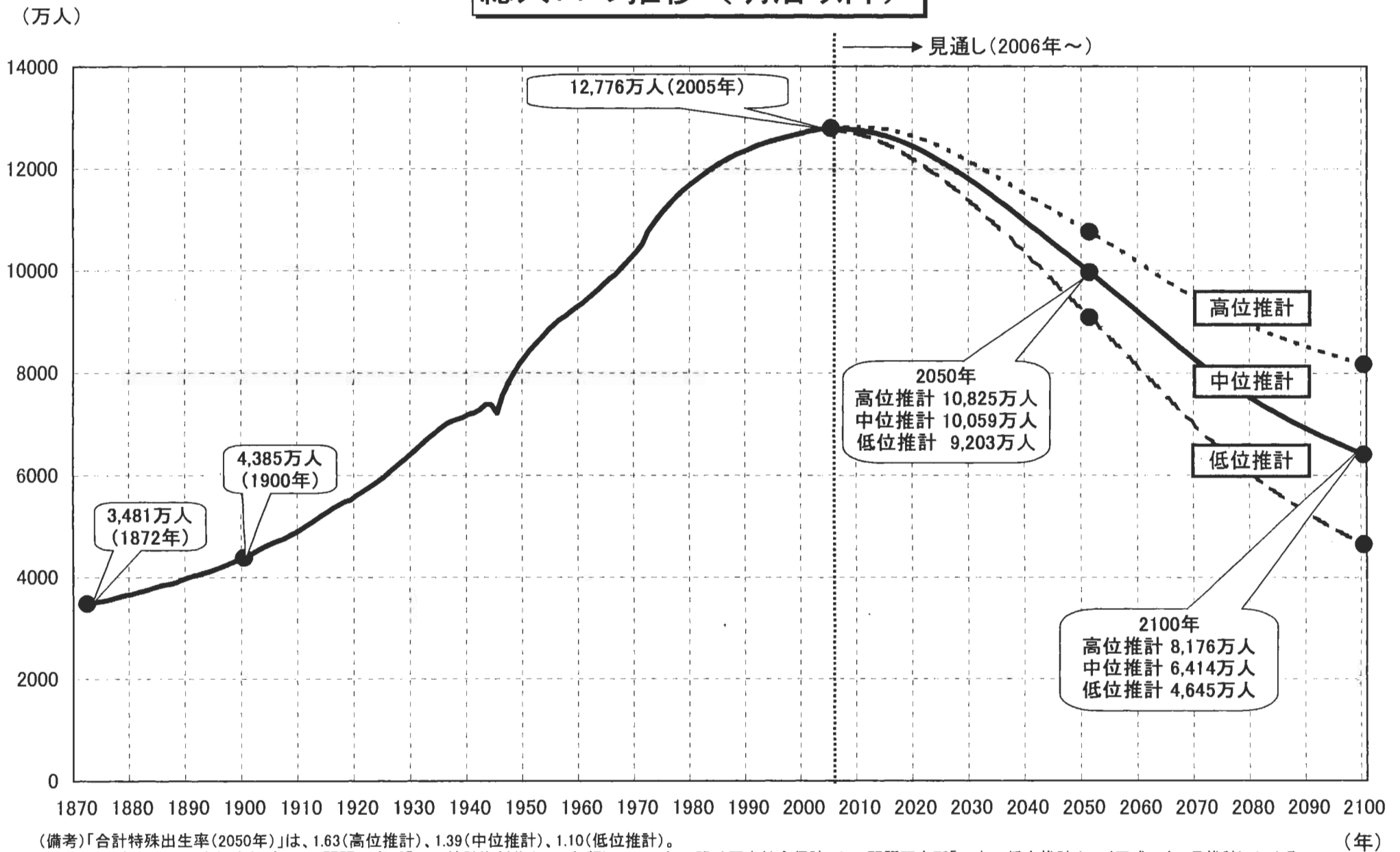
上場株式等の配当、譲渡益に対する時限的優遇税率
⇒ 5年間の措置として、20%→10%。

主な金融商品の税率



- (注) 1. 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2. 上記税率には、所得税のほか、個人住民税を含む。
 3. 配当は源泉徴収税率である。原則として総合課税であるが、上場株式等（大口以外）及び少額の非上場株式等の配当については、申告不要とすることができる。

総人口の推移（明治以降）



(備考)「合計特殊出生率(2050年)」は、1.63(高位推計)、1.39(中位推計)、1.10(低位推計)。

(出所) 2005年までは国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年版)」、2006年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。

新しい少子化対策について（抄）

（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）

1 新たな少子化対策の視点

2 新たな少子化対策の推進

上記の視点を踏まえ、平成17年度から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、①妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、②働き方の改革が必要であり、次のような施策を推進する。

以下の施策については、歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討するものとする。

税制面においても少子化対策を推進する観点からの必要な措置を検討するものとする。

（1）子育て支援策

（2）働き方の改革

（3）その他重要な施策

① 子育てを支援する税制等を検討

3 国民運動の推進